

2 保育ニーズへの対応 (受入枠確保への取り組み)



2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

保育ニーズへの対応は、地域ごと、年齢ごとに違いがあるため、全市一律でないきめ細やかな対策が、これまで以上に必要になっています。

本市では、さらなる受入枠の確保にあたり、以下の2点を中心に取り組んでいます。

○ 既存保育施設の活用

既存保育施設における定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施しています。

○ 民間保育施設等の整備（新規整備）

マンション開発など、局所的なニーズへ対応するため、新しく保育施設等を設置していきます。新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、内装整備費への補助事業等を実施しております。



○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 定員構成の見直し及び定員外受入

0歳児の定員削減<1歳児新規受入れ枠拡大促進事業助成金>、1・2歳児の定員増や小規模保育事業等の「卒園後の進級先」の確保としての3～5歳児の定員増<横浜市待機児童解消促進事業補助金(受入枠の増加)>など、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを推進しています。年齢ごとのニーズに合わせた、年齢別の定員変更や定員外受入の実施にご協力をお願いします。

・ 定員拡大

要件を満たす場合、定員増等に伴う物品購入費や工事費等へ補助金を交付します。<横浜市待機児童解消促進事業補助金(受入枠の増加)や内装整備費補助事業(認可保育所)>

・ 年度限定保育事業

保育施設の空きスペース等を活用し、1, 2歳児を1年度の期間限定で受け入れます。

※令和3年度から、小規模保育事業も実施対象となりました。

・ 保育園バスの活用

認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的とした保育園バスの購入費用に対して、一部費用を補助します。<保育園バス購入費等補助事業>

各種取り組みや補助事業等については、添付資料をご覧ください。担当部署までお問い合わせください。

2-2 民間保育施設等の整備(新規整備)

○ 新規整備による受入枠確保

- ・ 認可保育所

大規模マンション開発が進んでいる地域等では、引き続き、認可保育所の整備が必要となっています。

- ・ 小規模保育事業

保育ニーズの高い1, 2歳児の受入枠拡大のため、主に駅近のエリアでの整備を進めています。

- ・ 認定こども園

本市では現在、幼稚園または認可保育所からの移行支援事業を実施しています。

【令和3年度からの新規事業】

- ・ 既存施設連携型1, 2歳児保育所

既存の保育施設を運営している法人が、1, 2歳児の受入れが可能な保育施設を設置・運営する事業を令和3年度から新たに行っています。詳しくは次ページをご参照ください。



2-3 既存施設連携型1, 2歳保育所について

1, 2歳児
ニーズ



既存活用



既存施設連携型
1, 2歳児保育所

市内において、**認可保育所**、**認定こども園**（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園）又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている**幼稚園**のいずれかの施設の運営事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1, 2歳児の受入が可能な施設（**1, 2歳児保育所**）を**駅近くに整備**する場合に補助金を交付する事業です。



◆ 多様な運営形態を選択できます。

1, 2歳児保育所の運営形態は、**認可乳児保育所**、**認可保育所の分園**又は**小規模保育事業**(A型又はB型)のいずれかを選択し、整備いただきます。

◆ 受け入れ先の**既存施設への補助**

1, 2歳児保育所の卒園児の進級先となる**既存施設**について、受入枠拡大に伴い、**補助金(改修費等)を交付**を受けられる場合があります。※

※内装整備補助事業や待機児童解消促進事業補助金の交付要件を満たすことが必要です。